

甲 積算電氣計器 一件ニ付金二十五圓
 乙 最大負荷表示器 一件ニ付金十圓

三 第二條第一項ノ検定ノ申請ヲ爲ストキ

甲 積算電氣計器

イ 基本手數料 一箇ニ付金二圓

ロ 電氣計器ノ規程電流及電壓ニ依リ左ノ手數料ヲ附加ス

規定電流ニ依ル附加手數料	十「アムペヤ」以下	金一
	二十「アムペヤ」以下	金二
	五十「アムペヤ」以下	金三
	百「アムペヤ」以下	金四
	三百「アムペヤ」以下	金六
	五百「アムペヤ」以下	金八
	千「アムペヤ」以下	金十二

二千「アムペヤ」以下	金十七圓
三千「アムペヤ」以下	金二十二圓
規定電壓ニ依ル附加手數料	
規定電壓三百「ヴォルト」ヲ超過スルモノニアリテハ千「ヴォルト」	
以下ヲ増ス毎ニ金一圓	

乙 最大負荷表示器

甲 號ノ手數料ノ四分ノ一

四 第二條第二項ノ検定ノ申請ヲ爲ストキ

前號ノ手數料ノ二倍

五 承認シタル型式ニ適合スル積算電氣計器ニシテ主務大臣ノ定ムル誤差ノ検定ニ關スル規定又ハ始動電流ニ關スル規定ニ適合セサル爲不合格ト爲リタルモノヲ修繕又ハ調整ヲ爲シタル後更ニ検定ノ申請ヲ爲ストキ

百 「アムペヤ」以下

金一 圓

千「アムペヤ」以下

金二

圓

三千「アムペア」以下

金四

圓

電氣計器ノ検定ノ有效期間内ニ於テ再封印ノ申請ヲナス者ハ前項第五號ノ場合ト同額ノ手數料ヲ納付スヘシ

第一項ニ掲ケサル型式承認及検定ノ申請手數料ハ

第一項ノ規定ニ準シ主務大臣之ヲ定ム

第八條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ納ムヘシ

附 則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前主務大臣ノ告示シタル電氣計器ノ型式ノ承認ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト見做ス

●指示電力計ノ型式承認及検定手數料

ノ件(明治四五、七、一七
遞合三八)

指示電力計ノ型式承認又ハ検定ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納付スヘシ

一 型式承認ノ申請ヲ爲ストキ 一件ニ付 金四十圓

二 承認シタル型式ノ主要部分ニ非サル部分ヲ變更シ更ニ型式承認ノ申請請ヲ爲ストキ 一件ニ付キ 金十五圓

三 明治四十四年十二月勅令第二百九十六號第二條第一項ノ検定ノ申請ヲ爲ストキ

同勅令第七條第一項第三號甲ニ定ムル積算電氣計器ノ手數料ノ二分ノ一

四 同勅令第二條第二項ノ検定ノ申請ヲ爲ストキ前號ノ手數料ノ二倍本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●電氣計器試験規則（明治四三、一二、二七）
（遞令一一六）

- 第一條 電氣測定法附則第四項ノ電氣計器ノ試験ハ本令ニ依リ之ヲ行
フ
- 第二條 前條ノ試験ヲ受ケムトスル者ハ其ノ電氣計器ノ型式ニ付豫メ
試験ヲ受ケ承認ヲ經ルコトヲ要ス但シ遞信大臣ノ既ニ承認セル型式ノ者
ハ此限ニ在ラス
- 遞信大臣ノ承認セル電氣計器ノ型式ハ之ヲ告示ス
- 第三條 電氣計器ノ試験ヲ受ケムトスルモノハ第一號又ハ第二號書式
ニ依ル申請書ニ電氣計器ヲ添ヘ之レヲ電氣局電氣試験所ニ提出スヘシ但
シ型式ノ試験ヲ受ケムトスルモノハ同種ノ計器五箇並其ノ説明書及構造
明細圖ヲ提出スヘシ
- 第四條 前條ノ電氣計器ニハ其ノ外函其ノ他適當ノ箇所ニ製造者名、
- 第五條 第一條ノ試験ノ爲提出スル電氣計器ハ鉛ヲ以テ封印シ得ル構
造ヲ有スル外國ヲ具備シ且封印ヲ剥離セシテ電路ニ接續シ得ル様裝置
シタルモノタルヘシ
- 第六條 第一條ノ試験ニ於テ電氣計器ノ公差ハ百分ノ四ヲ限度トス
- 第七條 第一條ノ試験ニ合格セル電氣計器ニハ封印ヲ爲シ其申請者ニ
ハ合格證明書ヲ交付ス
- 第八條 前條ノ試験合格ノ有效期間ハ證明書發行ノ日ヨリ五年トス
- 第九條 左ノ各條ノ一二該當スルトキハ前條ノ期間内ト雖モ試験合格
ハ其ノ效力ヲ失フ
- 一封印ヲ失ヒ又ハ毀損シタルトキ
- 二 公差ノ限度ヲ超過シタルトキ
- 第十條 合格證明書ヲ亡失又ハ毀損シタル者ハ其複本ノ下付ヲ申請ス

ルコトヲ得

三八二

第十一條 電氣計器ノ試験手數料及試驗合格證明書ノ複本作製手數料ハ
左ノ區別ニ依リ收入印紙ヲ以テ納付スヘシ

一 電氣計器ノ試験手數料

基本手數料

計器一箇ニ付

金三圓

計器ノ最大電流ニ依リ一箇ニ付左ノ手數料ヲ附加ス

五「アムペア」未滿	金一圓五十錢
百「アムペア」以上	金二圓
百五十「アムペア」以上	金三圓
一百五十「アムペア」以上	金四圓

二 型式ノ試験手數料

三 試験合格證明書ノ複本

作製手數料

金二十五錢

第十二條 電氣計器ノ運搬及荷造ニ要スル費用ハ試験申請者ノ負擔トス

附 則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
(第一號書式)

電氣計器試験申請書

收入印紙
貼付シタ收入印紙ノ額
金何圓何十錢

- 一、計器ノ型 電動器型、誘導型其ノ他ノ區別並製造者ノ型ノ記號
- 二、計器ノ種類 積算電力計、積算電量計等ノ區別、直流交流ノ區別、單相式多相式ノ區別、二線式三線式ノ區別、電壓、容量(又ハ電流)、周波數
- 三、計器ノ定數
- 四、計器ノ製造者名
- 五、計器ノ製造番號
- 六、計器ノ箇數

右 試 驗 申 請 候 也

三八四

年 月 日
遞 信 大 臣 宛

住 所 氏名印(又ハ會社名)

(第二號書式)

電氣計器型式試驗申請書
貼付シタル收入印紙ノ額

收 入
印 紙

金 何 圓 何 十 錢

一、計 器 ノ 型 電動器型、誘導型其ノ他ノ區別、並製造者ノ型ノ記號
二、計 器 ノ 種 類 積算電力計、積算電量計等ノ區別、直流交流ノ區別、單相式多相式ノ
區別、二線式三線式ノ區別、電壓、容量(又ハ電流)、周波數

三、計 器 ノ 定 數

四、計 器 ノ 製 造 者 名

五、計 器 ノ 製 造 番 號

六、計 器 ノ 箇 數

右 試 驗 申 請 候 也

住 所 氏名印(又ハ會社名)

年 月 日
遞 信 大 臣 宛

●電氣計器型式承認

明治四十四年勅令第二百九十六號第三條ニヨリ型式ヲ承認セラレタル電氣
計器名及製造者名左ノ如シ

型式第一號

(米國「ゼネラル、エレクトリック、コンパニー」製
トムソン、レコードイング、ワットメーターキー C 6 型

同第一號ノ二

(全
トムソン、レコードイング、ワットメーターキー C 型

同第一號ノ三

(全
トムソン、レコードイング、ワットメーターキー C 7 及 C 9 型

同第一號ノ四

(全
トムソン、レコードイング、ワットメーターキー I 型

同第二號ノ二

(全
トムソン、ハイトルク、ワットアワーメーターキー IS 2 型及 IS 3 型

電氣計器型式承認

- 同第二號ノ三 全「トムソン、ハイトルク、ワットアワーメーター」I 8型
- 同第二號ノ五 全「トムソン、ハイトルク、インダクション、メータ」I Y型
- 同第三號「フエランチ」特許單相交流計器
- 同第四號「米國」ウエスチングハウスマニュファクチャニアリング、コンパニーリング、コンパニーリミッテッド製「ウェスチングハウスマ相交流」ワットアワーメータ」C型
- 同第五號「米國」ゼネラル、エレクトリック、コンパニーリミッテッド製「トムソン、ワット、アワー、メータ」D 3型
- 同第五號ノ二 全「トムソン、ワット、アワー、メータ」DS 4型及DS 5型
- 同第六號「獨逸國」アルゲマイネ、エレクトリチテック、ゲゼルシヤフト交流「エレクトリシチー、メータ」L J a型
- 同第七號「獨逸國」シーメンス、シュツケルト、ウエルケ製「ワットアワー、メータ」G K型
- 同第八號「米國」ブリヂツシユ、ウエスチングハウスマニュファクチャニアリング、コンパニーリミッテッド製「ワットアワー、メータ」N型
- 同第九號「英國」ブリヂツシユ、ウエスチングハウスマニュファクチャニアリング、コンパニーリミッテッド製「單相交流」ワットメータ」N型
- 同第十號「英國」ゼ、ブリヂツシユ、トムソン、ハウストン、コンパニーリミッテッド製「ハイトルク、インダクション、ワットメータ」R H型
- 同第十一號「英國」フエランチ、リミッテッド製「ワットアワー、メータ」C型
- 同第十二號「フエランチ」單相交流「ワットアワー、メータ」C型
- 同第十三號「獨逸國」シーメンス、シュツケルト、ウエルケ製「ワットアワー、メータ」C型
- 同第十四號「獨逸國」アルゲマイネ、エレクトリチテック、ゲゼルシヤフト製「直流積算電力計G 5型
- 同第十五號「米國」アルゲマイネ、エレクトリシチー、メータ」L W a型
- 同第十六號「米國」アルゲマイネ、エレクトリシチー、メータ」D a型
- 電氣計器型式承認

同 第十七號

(獨逸國) シーメンス、シュツケルト、ウエルケ 製
〔三相交流式積算電力計W2a型及W2B型〕

同 第十八號

(英國) フエランチ、リミットテット 製
〔フエランチ特許多相交流計器〕

同 第十九號

(英國) バット、メータ、コンパニー、リミットテット 製
〔バット、エレクトリシチー、メータ O型〕

●電信法(明治三三、三) (法律五、九)

第一條 電信及電話ハ政府之ヲ管掌ス

第一款
第一條 左ニ掲タル電信又ハ電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ私設スルコトヲ得

- 一 一邸宅内若ハ一構内ニ於テ専用ニ供スル爲施設スルモノ
- 二 鐵道業其ノ他電信電話ノ専用ヲ必要トスル事業ノ爲施設スルモノ
- 三 公共團體ノ事務執行ノ爲一市區町村内若ハ隣接市區町村間ニ於テ公

署相互間又ハ一都市區内ニ於テ公署ト第一次監督官廳トノ間ニ施設スルモノ

四 電報送受ノ目的ヲ以テ一人ノ専用ニ供スル爲電信官署トノ間ニ施設スルモノ

五 一市區町村内若ハ隣接市區町村間ニ於テ一人又ハ電信電話ノ連絡ナク且第四號ニ依ルヲ不適當トスル市區町村間ニ於テ一人又ハ一營業ノ専用ニ供スル爲施設スルモノ

第三條 以下略ス

●私設電信規則(明治三三、九)
(遞令四、八)

明治三四、一二遞令四八
明治三五、九遞令四〇
明治四五、三遞令三七
明治四五、九遞令三三
明治同五、四遞令二四
改正

第一條 此ノ規則中私設電信ト稱スルハ電信法第二條ニ掲タル電信又ハ電話ヲ謂フ

第二條 電信法第二條第二號ニ依ル私設電信ハ左ニ列記スル事業ノ專用ニ供スルモノニ限ル

一 私設鐵道法ニ依ル鐵道、軌道條例又ハ特別ノ法令ニ依リ一般運輸ノ用ニ供スル鐵道又ハ軌道及一個人又ハ一會社ニ於テ個人ノ專用ニ供スル爲敷設スル鐵道又ハ軌道事業

二 運河、水利、水防、火防、水道、水難救護及氣象觀測ノ事業

三 高壓及特別高壓ノ電氣ヲ使用スル電氣事業

第四條 前各號ノ外特ニ私設電信ノ施設ヲ必要トスル事業

第三條 電信法第二條第五號ニ依ル私設電信中一營業ノ爲ニスルモノハ營業所相互間又ハ營業所ト之ヲ管理スル者ノ居宅間ニ施設スルモノニ限ル

第四條 私設電信ヲ施設セムトスル者ハ遞信大臣ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但私設鐵道法ニ依ル鐵道事業ノ專用ニ供スル爲鐵道線路ニ沿ヒ停車場、聯絡所又ハ信號所相互間ニ施設スルモノ及電氣工事規程第七十四條

ニ依リ施設スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 前條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

一 施設ヲ必要トスル事由

二 電信又ハ電話ノ別及其ノ回線

三 機械設置ノ場所道府縣都市
區町村番地及線路經過地名

四 落成期限

前項第二號及第三號ノ事項ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

隣接市區町村間又ハ電信法第二條第四號ニ依ルヲ不適當トスル市區町村間ニ私設電信ヲ施設セムトスルトキハ第一項書類ノ外之ヲ證明スルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

第六條 第四條ノ許可ヲ得タル後前條第一項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ遞信大臣ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第七條 第四條又ハ第六條ニ依リ許可ヲ得タル私設電信ノ工事落成シ

タルトキハ七日以内ニ左ノ事項ヲ遞信大臣ニ届出ヘシ
一 工事落成月日

二 工事設計機械ノ種類及箇數、線路ノ長、架空線、地下線、水底線ノ別回線ノ方式、線條ノ種類、太さ及延長並保安裝置方法

前項第二號ノ事項ヲ變更シタルトキハ更ニ前項ノ例ニ依リ届出ヘシ

第八條 第四條但書ノ私設電信ヲ施設シタル者ハ工事落成後七日以内ニ第五條第一項第二號第三號及第七條第一項各號ノ事項ヲ遞信大臣ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ公衆通信ノ用ニ供スルモノハ第五條第一項第二號ニ限り遞信大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第九條 私設電信ヲ讓渡サムトスルトキハ第四條但書ノモノヲ鐵道相互間又ハ電氣事業者相互間ニ讓渡ス場合ヲ除クノ外當事者双方連署ノ上遞信大臣ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル私設電信ノ引渡ヲ爲シタルトキ又ハ第四條但書ノ私設電信ヲ鐵道相互間又ハ電氣事業者相互間ニ讓渡シタルトキハ七日以

内ニ當事者双方連署ノ上遞信大臣ニ届出ヘシ

第一項ノ外相續又ハ其ノ他ノ原因ニ因リ私設電信ヲ繼承シタルトキハ七日以内ニ其旨ヲ遞信大臣ニ届出ヘシ

第十條 公衆通信ノ用ニ供スル私設電信ハ遞信大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ廢止シ又ハ中止スルコトヲ得ス

前項以外ノ私設電信ヲ廢止シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨ヲ遞信大臣ニ届出ヘシ

第十一條 電信法第二條第四號ニ依ル私設電信ノ通報ヲ開始シ廢止シ又ハ中止セムトスルトキハ其ノ施設者ヨリ十五日前ニ連接郵便局又ハ電信局ニ届出ヘシ

第十二條 私設電信ヲ廢止シタルトキハ特ニ期間ノ指定ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ線路及機器ヲ撤去スヘシ其ノ許可ノ效力ヲ失ヒ又ハ之ヲ取消サレタルトキ亦同シ

私設電信ノ使用ヲ中止シ一箇年以上ニ及ヒタルトキハ廢止シタルモノト

看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第十三條 市街地ニ限り道路ニ架設スル私設電信ノ電線ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由アルモノハ所轄遞信管理局長ノ認可ヲ得テ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

一 道路ノ兩側ニ跨カラスシテ其ノ一側ニノミ架設スヘシ

二 道路ノ一側ニ電信線、電話線其ノ他電氣信號線ノ架設シアルトキハ其ノ同側ニ架設スヘシ若シ其一側ニ電燈、電力又ハ電氣鐵道用電線ノ架設シアルトキハ他ノ一側ニ架設スヘシ

但電氣工事規程第七十四條ニ依リ施設スルモノハ此ノ限リニ在ラス第十三條ノ二 私設電信ノ電線ハ特ニ遞信大臣ノ認可ヲ得タルモノヲ除クノ外電燈電力又ハ電氣鐵道用架空電線ノ電柱ニ添架スルコトヲ得ス

但電氣工事規程第七十四條ニ依リ施設スルモノハ此ノ限リニ在ラス

第十四條 私設電信ノ電線ヲ他ノ電信線、電話線又ハ電氣信號線ト交叉若ハ接近シテ架設スルトキハ其ノ通報信號ニ障害ヲ興ヘサル様離隔スヘ

シ其離隔二尺ニ満タサルトキハ其電線ノ所有者又ハ管理者ノ承諾ヲ受ク
ヘシ

第十五條 私設電信ノ電線ヲ電燈電力又ハ電氣鐵道用架空電線ト交叉若ハ接近シテ架設スルトキハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一 電燈電力又ハ電氣鐵道用架空電線ト交叉スルトキハ其電線ノ下部ニ架設スヘシ但シ工事上已ムヲ得サル場合ニ於テハ低壓又ハ高壓電線ト交叉スル場合ニ限り其上部ニ架設スルコトヲ得

二 低壓又ハ高壓電線ト交叉若クハ接近スルトキハ其ノ相互ノ間隔二尺以上ヲ離隔スヘシ

三 特別高壓電線ト交叉スルトキハ特別高壓電線ノ最大電壓ニ從ヒ左記ノ區別ニ依リ特別高壓電線ト私設電信ノ電線トヲ離隔スヘシ但特別高壓電線管理者ノ承諾ヲ得且特別高壓電線ト私設電信ノ電線トノ間に施設スル保護金屬線ヨリ二尺以上ヲ離隔スル場合ハ此限ニ在ラス
(イ) 特別高壓電線ノ最大電壓一萬「ヴオルト」以下ノ場合ハ其ノ間隔

三尺以上

(ロ) 特別高壓電線ノ最大電壓一萬「ヴォルト」ヲ超過スル場合ハ一萬

四 特別高壓電線ト接近スルトキハ其ノ相互間ノ水平距離ハ特別高壓電線路ノ電柱地表上ノ高サノ一倍以上タルヘシ但シ特別高壓電線管理者ノ承諾ヲ得テ此ノ距離ヲ十尺迄ニ短縮スルコトヲ得

第十六條 私設電信ヲ電燈電力又ハ電氣鐵道用架空電線ト交叉若ハ接近シテ架設シタルトキハ電信又ハ電話線ノ機械ニ接續スル各端ニ於テ二百五十「ミリアムペア」以下ニテ動作スル熱線輪三百「ヴォルト」ニテ放電スル避雷器及五「アムペア」以下ニテ熔解スル可熔遮斷器ヲ設備スルヲ要ス其ノ既ニ架設シタル後ニ於テ交叉若ハ接近ノ場合ヲ生シタルキ亦同シ
第十七條 屋内ニ布設スル私設電信ノ電線ハ電燈、電力又ハ電氣鐵道用電線ト充分離隔シ且電氣的混觸ヲ豫防スヘシ

第十八條 私設電信ノ電柱ニハ施設者名及電柱ノ番號ヲ表記スヘシ

第十九條 私設電信ノ電線ヲ他ノ電線ト其ノ上部ニ於テ交叉シ又ハ六尺以内(他ノ電線カ強電流電線ナルトキハ八尺以内)ノ距離ニ接近シテ架設スルトキハ工事著手前ニ其ノ電線ノ所有者又ハ管理者ヘ通知スヘシ其ノ既ニ架設シタルモノヲ修理シ若ハ撤去スルトキ亦同シ
第二十條 電信法第二條第四號ニ依リ連接郵便局又ハ電信局ニ施設スル私設電信ノ引込及裝置工事並其ノ維持ハ遞信省之ヲ執行ス
前項ノ私設電信施設者ハ遞信省ノ指示スル所ニ從ヒ其ノ設備ニ要スル物件ヲ供給シ其ノ工事費ヲ支拂ヒ且其ノ維持ニ要スル料金ヲ納付スヘシ但シ維持料ノ金額及其ノ納付手續ハ別ニ之ヲ定ム
第二十一條 遷信大臣ハ私設電信ノ施設他ニ障害ヲ及ホシ若ハ危險ノ虞アリト認ムルトキハ改修又ハ特別ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ
第二十二條 遷信大臣ハ隨時吏員ヲ派遣シ私設電信ノ裝置方法又ハ通信ノ狀況等ヲ検査セシムルコトアルヘシ
第二十三條 私設電信施設者此ノ規則ノ條項ニ違背シ又ハ此ノ規則ニ依リ

發スル命令ヲ遵守セサルトキハ遞信大臣ハ私設電信ノ使用ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十四條 此ノ規則ニ依リ遞信大臣ニ提出スル書類ハ總テ其ノ私設電信施設地ノ所轄遞信管理局ヲ經由スヘシ

第二十五條 第六條第八條但書第九條第一項若ハ第十條第一項ニ違反シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第七條第八條第九條第二項及第三項若ハ第十條第二項ノ届出ヲ爲ササル者又ハ第十九條ノ通知ヲナササルモノ又ハ正當ノ事由ナクシテ第二十二條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十七條 電信法第二條第一號ノ私設電信ニ關シテハ第四條乃至第十三條第十八條第二十條及第二十四條ノ規定ヲ適用セス

附 則

第二十八條 電鈴其ノ他線路ヲ施設シテ信號ヲナスマモノニ關シテハ第十三

條乃至第十九條第二十一條乃至第二十三條ノ規定ヲ準用ス正午時ノ通報ヲ受クル爲電鈴線ヲ郵便局又ハ電信局トノ間ニ施設セムトスルモノニ關シテハ前項ノ外第四條乃至第七條第九條乃至第十二條及第二十條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 電信法施行前電信條例ニ依リ電信又ハ電話私設ノ許可ヲ得タル者ハ電信法第二條第一號ニ該當スルモノヲ除クノ外第四條及第五條ノ規定ニ準シ此ノ規則施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ遞信大臣ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ第四條但書ニ該當スルモノハ同一期間内ニ於テ第八條ノ規定ニ準シ届出ヘシ前項ノ許可ヲ得タルモノハ第七條ノ規定ニ準シ届出ヘシ第一項ノ期間内ニ於テ出願ヲ爲ササルモノ若ハ其ノ出願ヲ爲スモ許可ヲ得サルモノニ關シテハ第十二條ノ規定ヲ準用ス第一項及第二項ノ届出ヲ爲ササルモノニ對シテハ第二十六條ノ規定ヲ適用ス

第三十條 前條ニ依リ許可ヲ得又ハ届出ヲ爲シタル私設電信ニシテ其ノ既設工事カ此ノ規則ノ規定ニ適合セサルモノアルトキハ此ノ規則施行ノ

日ヨリ三箇年以内ニ之ヲ改造スヘシ但シ其ノ期間内ト雖第二十一條ニ依ル命令ノ效力ヲ妨ケス電鈴其ノ他線路ヲ施設シテ信號ヲ爲スモノノ既設工事ニ關シテハ前項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 此ノ規則ハ明治三十三年十月一日ヨリ施行ス
明治二十二年三月遞信省令第四號電信電話線私設規則其ノ他此ノ規則ニ抵觸スル規定ハ之ヲ廢止ス

●電信線電話線建設條例(明治二十三、八)

第一條 道信省ニ於テ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ヲ建設スル

爲民有ノ土地又ハ營造物ノ使用ヲ要スルトキハ所有者及其他ノ權利者之ヲ拒ムコトヲ得ス

官有ノ土地又ハ營造物ハ其所管廳ニ通知シテ之ヲ使用スルコトヲ得

第二條 公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設ニ從事スル者其建

築修理及線路測量ノ爲必要ナルトキハ他人ノ所有地ニ入ルコトヲ得其邸宅構内ニ入ルヲ要スルトキハ所有者又ハ其他ノ權利者ニ通知スヘシ前二項ノ場合ニ於テハ主務者タルノ證票ヲ携帶スヘシ

第三條 道信省ハ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設又ハ通信ニ障碍アル瓦斯支管水道支管下水支管電燈線電力線及私設電信線電話線ヲ所有者又ハ其ノ他ノ權利者ニ命シテ移轉セシムルコトヲ得其建設通信ニ障害アル竹木其他ノ植物ハ已ムヲ得サルモノニ限り之ヲ伐除シ若クハ所有者又ハ其他ノ權利者ニ命シテ之ヲ伐除又ハ移植セシムルコトヲ得

第四條 道信省ニ於テ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線路ノ測量ヲ爲シタルトキハ電柱ノ建設ヲ要スル場所ニ測標ヲ設置スルコトヲ得

第五條 公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線路ヲ移轉スル必要アル者ノ請求ニ由リ道信省ニ於テ之ヲ許可シタルトキハ其移轉費用ハ請求者之ヲ負擔スルモノトス

第六條 道信省ニ於テ民有地ニ電信線電話線ノ柱木ヲ建設シタルトキ

ハ一本毎ニ一箇年四錢ノ手當金ヲ給與ス但所有者又ハ其他ノ權利者ニ於テ手當金ヲ望マサルトキハ此限ニアラス

- 第七條 左ニ掲タルモノハ其ノ要求ニ對シ遞信省之ヲ補償スヘシ
 一 建築修理及線路測量ノ爲生シタル損害
 二 瓦斯支管水道支管下水支管電燈線電力線及私設電信線電話線ヲ移轉シタル費用

三 伐除シタル竹木其他植物ノ代價又ハ移植ノ費用

- 第八條 第七條ノ補償金額ハ雙方協議之ヲ定メ若シ其議相協ハサルトキハ市町村長(未タ市制町村制ヲ實施セサル地方ハ區戸長)ヲシテ之ヲ評定セシム市町村長ノ評定ニ服セサル者ハ其評定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●發電水力調査申請規則(明治四三、九、二八)

- 第一條 電氣事業經營ノ目的ヲ以テ水力ヲ使用セムトスル者ハ本規則ニ依リ其發電水力ノ實地調査ヲ遞信大臣ニ申請スルコトヲ得但シ實施設計ニ關スル事項ハ此ノ限りニ在ラス
- 第二條 前條ノ調査ヲ申請セムトスル者ハ左記ノ事項ヲ具備シタル申請書ヲ提出スヘシ
- 一起業ノ目的
- 二 調査地點
- 三 概定馬力數
- 前項ノ申請書ニハ左記ノ書類ヲ添付スヘシ
- 一 水力使用許可書又ハ承諾書ノ謄本
- 二 其他参考トナルヘキ書類及圖面(縮尺二十萬分ノ一町
村名ヲ記シタルモノ)
- 第三條 遷信大臣ニ於テ申請ヲ許可シタルトキハ調査着手ノ期日ヲ定

メ之ヲ申請者ニ通知スルモノトス

第四條 調査費用ハ總テ申請者ノ負擔トス其納付ニ關シテハ臨時發電水力調査局長官ノ指示スル所ニ依ルヘシ

第五條 申請者ハ調査費用ノ擔保トシテ臨時發電水力調査局長官ノ指示スル所ニ依リ有價證券ヲ提供スヘシ

第六條 申請者ニ於テ調査費用ヲ納付セサルトキハ相當ト認ムル價格ヲ以テ前條ノ有價證券ヲ賣却シ其代價ヨリ賣却費用ヲ控除シタル殘額ヲ以テ之ニ充當シ過剩額ハ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ追徵ス

第七條 調査ヲ終了シタルトキハ費用計算書及發電水力調査書ヲ調製シ申請者ニ交付ス

第八條 遞信大臣ニ於テ起業不確實ト認メタル場合ニ於テハ調査ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 申請者ニ於テ調査ノ廢止ヲ求メムトストキハ事由ヲ具シ遞信大臣ニ申請スヘシ

第十條 前二條ニ依リ調査ヲ廢止シタル場合ト雖既ニ調査ニ要シタル費用ハ之ヲ免除セス

第七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 本規則ニ依リ遞信大臣ニ提出スル書類ハ總テ所轄臨時發電水力調査局支局ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路並木敷使用ニ關スル件

(明治二四、五、二三)

地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路並木敷ノ使用ハ自今其費用ヲ負擔スル府縣及市町村ニ於テ處分スヘシ
但市町村ノ處分ニ係ルモノハ府縣廳ノ許可ヲ請ハシムヘシ

地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路並木敷使用ニ關スル件

前項堤塘道路並木敷使用料及堤塘道路用惡水路土居敷等ニ屬スル竹木其他ノ收益ハ其ノ費用ヲ負擔スル府縣及市町村ノ收入ニ屬スヘシ費用ノ負擔定ラサルカ又年々負擔ヲ異ニスル堤塘道路並木敷用惡水路土居敷等ニ關スル事項ハ府縣廳ニ於テ處分シ其收益ニ屬スルモノハ府縣廳ニ於テ之ヲ徵收シ費用ヲ負擔スル府縣及市町村ニ配付スヘシ地盤ノ市町村有ニ屬スル堤塘ノ使用及ヒ堤塘ヨリ生スル收益等ハ市町村ノ管理ニ歸セシムヘシ

●土地收用法（明治三三、三、七）

○第一章總則○第二章事業ノ準備○第三章事業ノ認定○第四章收用ノ手續○第五章收用審查會○第六章損失ノ補償○第七章收用ノ效果○第八章費用ノ負擔○第九章監督、強制及罰則○第十章訴願及訴訟○附則、
第一章 總 則

- 第一條 公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲メ之ニ要スル土地ヲ收用又ハ使用スルノ必要アルトキハ其土地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得本法ニ於テ使用ト稱スルハ權利ノ制限ヲ包含ス
参考 (全文ニ關係)憲二七條二項
- 第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一一該當スルモノナルコトヲ要ス
 - 一 國防其他軍事ニ關スル事業
 - 二 官廳又ハ公署建設ニ關スル事業
 - 三 教育、學藝、又ハ慈善ニ關スル事業
 - 四 鐵道、軌道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用惡水路、溜池、船渠、港灣、埠頭、水道、下水、電氣機、瓦斯燈又ハ火葬場ニ關スル事業
 - 五 衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防其他公用ノ目的ヲ以テ國府縣市町村其他公共團體ニ於テ施設スル事業

参考（全文ニ關係）本法一二條三二條

第三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル起業者ノ權利

義務ハ事業ト共ニ其承繼人ニ移轉ス

第四條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ爲シタル手續
其他ノ行爲ハ起業者、土地所有者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其效力
ヲ有ス

第五條 本法ニ於テ土地所有者ト稱スルハ收用又ハ使用スヘキ土地ノ
所有者ヲ謂フ

本法ニ於テ關係人ト稱スルハ收用又ハ使用スヘキ土地ニ關シテ權利ヲ有
スル者ヲ謂フ

第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後其土地ニ關シテ權利ヲ取得シタ
ル者ハ關係人ト看做サス但シ既存ノ權利ヲ承繼シタル者ハ此限リニ在ラ
ス

第六條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ニ規定シタル期間ノ計算

法、通知ノ方法及ヒ書類ノ送達ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

参考 三三年勅令一〇〇號土地收用法六條ニ基キテ發スル命令ノ件

第七條 本法ノ規定ハ水ノ使用ニ關スル權利其他土地ニ關スル所有權
以外ノ權利ノ收用又ハ使用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第八條 本法ノ規定ハ土地ニ屬スル土石砂礫ノ收用ヲ爲ス場合ニ之ヲ
準用ス

参考 河川法三八條

第二章 以下省略

（抜萃）

第四條 左ニ掲クル土地ニ付テハ其地租ヲ免ス

一 國府縣郡市町村其他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公

- 共ノ用ニ供スル土地但シ有料借地ハ此限リニ在ラス
 二 府縣郡市町村其他勅令ヲ以テ指定スル公共團體カ公用又ハ公共ノ用
 ニ供スヘキモノト定メタル其ノ所有地但シ命令ノ定ムル期間内ニ公
 用又ハ公共ノ用ニ供セサルトキハ此限リニ在ラス
 三 府縣社地、鄉村社地、招魂社地但有料借地ハ此ノ限ニアラス
 四 墳墓地
 五 用惡水路、溜池、堤塘、井溝
 六 鐵道用地、軌道用地
 七 保安林
 八 公衆ノ用ニ供スル道路
- 府縣郡市町村其他ノ公共團體ハ前項ノ土地ニ租稅其他ノ公課ヲ課スルコ
 トヲ得ス但シ所有者以外ノ者前項第一號又ハ第二號ノ土地ヲ使用收益ス
 ル場合ニ於テ其土地ニ對シ使用者ニ租稅其他ノ公課ヲ課スルハ此限リニ
 在ラス

軌道用地ノ區域ニ關シテハ私設鐵道法第四十一條ノ規定ヲ準用ス

●地租條例施行規則（明治四三、一二、二二）

（抜萃）

- 第十三條 左ノ場合ニ於テハ土地ノ所有者又ハ納稅義務者ハ三十日内ニ
 稅務署長ニ届出ツヘシ
- 一 地目ヲ變換シ又ハ地類ヲ變換シタルトキ
 - 二 開墾ニ著手シタルトキ、開墾成功シタルトキ、開墾ヲ廢止シタルト
 キ又ハ開墾ノ目的ヲ變更シタルトキ
 - 三 地租ヲ課スル土地ヲ用惡水路、溜池、堤塘、井溝、水道用地、鐵道
 用地、軌道用地若ハ公衆ノ用ニ供スル道路ト爲シタルトキ又ハ之カ
 供用ヲ廢止シタルトキ
 - 四 地租ヲ課スル土地ヲ公用若ハ公共ノ用ニ供シ又ハ之カ供用ヲ廢止シ

タルトキ

四一二

五 地租ヲ課スル土地ヲ地租條例第四條第一項第二號ノ規定ニ依リ公用若ハ公共ノ用ニ供スヘキモノト定メタルトキ又ハ一年内ニ公用若ハ公共ノ用ニ供セサルトキ
前項ノ場合ニ於テ地價ヲ定メ又ハ修正スヘキトキハ實地ノ情況ニ依リ近傍ノ類地ト其ノ地方ヲ比較シ其ノ地價ヲ見積リ土地ノ測量圖ト共ニ書面ヲ差出スヘシ

●架空高壓電線路ノ近傍ニ於テ金屬製

煙突及之ニ類スル工作物ヲ建設若ク

ハ移轉スル場合届出方(明治四〇、一二二、二八)

架空高壓電線路ノ近傍ニ於テ金屬製煙突若ハ之ニ類スル工作物ノ建設若ハ

移轉スル場合ニ於テ其工作物カ傾斜轉倒ノ際該電線路ニ接觸スル虞アルモノハ豫メ其建設者ヨリ所轄警察官署ニ届出ヘシ

本令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス但法人ノ場合ニハ其法人ニ科ス

●電氣鐵道取締規則(明治三六、八)(明治三八、五、一七)
(警令三、二)(明治三九、六、一九)
(明治四三、二、四)改正

(各府縣ノ取締ハ地方長官ノ管轄ニ屬シ之ト大差ナシ)

- 第一章 總 則
- 第二章 車掌、運轉手等ニ對スル規定
- 第三章 電車ノ保護ニ關スル規定
- 第四章 乗客ニ對スル規定
- 第五章 電車ノ保護ニ關スル規定
- 第六章 罰 則
- 第七章 附 則

電氣鐵道取締規則

第一章 總 則

第一 條 本則ハ軌道條例ニ依リ主務大臣ノ特許ヲ得テ一般運輸營業ニ

架空高壓電線路ノ近傍ニ於テ金屬製煙突及之ニ類スル工
作物ヲ建設若クハ移轉スル場合届出方

電氣鐵道取締

四一三

供スル電氣鐵道ニ適用ス

第二條 本則ニ於ケル電車トハ客車及貨車ヲ併稱ス

第三條 電車及之ニ附屬スル機械、器具ハ當該官廳ノ検査ニ合格シ檢

查證書ヲ受ケタルモノニ非レハ使用スルコトヲ得ス

第四條 電車及之ニ附屬スル機械、器具ハ常ニ清潔、堅牢ニ保持シ破損シタルトキハ速ニ修繕ヲ加フヘシ

第五條 (削除)

第六條 電車ニハ制動器、避難器、音響器及車掌運轉手間ニ通スヘキ信號器ヲ裝置スヘシ但シ附屬車ニハ制動器及信號器ノミヲ裝置スルコトヲ得

第七條 電車ニハ其ノ内外暈易キ場所ニ車輛ノ番號ヲ明記スヘシ
第八條 電車ニハ行先ヲ示ス爲其前後ニ晝間ハ標札ヲ掲ケ夜間ハ標燈ヲ點スルノ裝置ヲ爲スヘシ

前項ノ標札及標燈ニハ其ノ行先ノ地名ヲ明記シ警視廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第九條 客車ニハ乘客ノ滿員ヲ示ス爲其ノ前後ニ滿員札ヲ掲クルノ裝置ヲ爲スヘシ

第十條 客車ニハ車内暈易キ場所ニ車輛検査證書、乗車賃錢表及第四章ノ規定ヲ掲クヘシ

第十一條 客車ニハ其前後及車内ニ相當ノ光力ヲ有スル電燈ヲ點シ且車内ニハ豫備トシテ尙蓄電池式ノ電燈又ハ其他ノ燈火ヲ點スルノ裝置ヲ爲スヘシ

第十二條 客車ニハ天井ノ外廣告ヲ掲クヘカラス

第十三條ノ一 乗客ノ定員、營業時間並運轉系統、發車時間、發車數其他發車ニ關スル事項ハ警視廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十三條ノ二 電車ノ停留所及其ノ標示ヲ設置セムトスルトキハ警視廳

ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十四條 軌道及電線路ニ對シテハ常ニ係員ヲシテ注意セシメ運轉上危
險ナカラシムヘシ

第十五條 車掌、運轉手、轉轍手、信號人及電線路番人ノ服制ヲ定メ警
視廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十六條 信號人及電線路番人ヲ配置スヘキ場所ヲ定メ警視廳ノ認可ヲ
受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十七條 車掌、運轉手ヲ雇入レムトスルトキハ其ノ族籍、住所、氏名、
生年月日ヲ記シ居住地所轄警察官署ヲ經テ警視廳ニ願出免許證ヲ受クヘ
シ但シ運轉手ニ係ルトキハ其ノ履歷書ヲ添附スヘシ

第十八條 車掌、運轉手本則ニ違背シ又ハ就業上不適當ト認メタルトキ
ハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ三日以内ニ警視廳ニ届出スヘシ但シ第二號
ノ場合ハ免許證書換若ハ再下附ヲ受ケ第三號乃至第五號ノ場合ハ免許證

ヲ返納スヘシ

一 營業者ノ住所氏名ヲ變更シ又ハ會社ノ所在地、社名、社則、定款、
代表者及其ノ氏名ヲ變更シタルトキ

二 車掌、運轉手ノ免許證亡失、毀損シ若ハ其ノ證面記載ノ事項ニ異動
ヲ生シ又ハ其ノ文字不分明ニ爲リタルトキ

三 車掌運轉手ヲ解雇シタルトキ

四 車掌、運轉手死亡シ若ハ所在不明ニ爲リタルトキ

五 電車ノ使用ヲ廢シタルトキ

第二十條 電車運轉上ヨリ生シタル危險ノ事故ハ直ニ其ノ顛末ヲ具シ發
生地ノ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二十一條 營業者ニシテ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其願届書ニハ
法定代理人ノ連署ヲ要ス

第二十二條 車掌、運轉手、轉轍手、信號人及電線路番人ハ就業中制服ヲ
規定

著用スヘシ

第二十三條 運轉手、信號人及電線路番人ハ濫ニ受持場所ヲ離ルヘカラス
第二十四條 車掌及運轉手ハ就業中免許證ヲ携帶シ警察官吏ノ求メアリタルトキハ之ヲ示スヘシ

第二十五條 車掌及運轉手ハ如何ナル場所ト雖其ノ免許證ヲ有セサル者ニ自己ノ職務ヲ委託スヘカラス

第二十五條ノ二 車掌ハ發車前車掌運轉手ノ氏名ヲ記シタル標札ヲ客車内ニ掲クヘシ

第二十五條ノ三 車掌ハ發車前第八條ノ標札ヲ掲ケ並其ノ標燈及第十一條ノ燈火ヲ點スヘシ

第二十五條ノ四 運轉系統ニ定メタル方向ニ違ヒテ行車シ又ハ前條ノ標札、標燈ニ示シタル行先地ニ至ラスシテ其方向ヲ變更シ若ハ行車ヲ中止スヘカラス

但運轉上故障ヲ生シ已ムヲ得サル場合ハ此限リニ在ラス

第二十六條 車掌及運轉手ハ乗客並公衆ニ對シ懇切ニ接遇シ侮慢ノ行爲ヲ爲スヘカラス老幼者又ハ婦女乘降ノトキハ特ニ保護スヘシ

第二十七條ノ一 車掌及運轉手ハ公衆ニ對シ乘車ヲ勸誘スル爲呼聲ヲ爲シ又ハ行車中喫煙ヲ爲スヘカラス

第二十七條ノ二 停留場ニ在リテハ停車スヘシ但乗車又ハ降車スル者ナキ場合ハ此ノ限ニアラス

第二十八條 停留場以外ニ於テハ別段ノ規定アル場合ノ外停車スルコトヲ得ス

第二十九條 運轉手臺ニハ客ヲ乗載スヘカラス

第三十條 定員外ノ人員ヲ乗載スヘカラス

第三十一條 乗客定員ニ達シタルトキハ車掌ハ滿員札ヲ掲クヘシ

第三十二條 乗客ノ乗リ終リ又ハ降リ終リタル後ニ非サレハ行車ノ信號ヲ發スヘカラス

第三十三條 車掌ハ第四十條乃至第四十四條ニ掲タル事項ヲ監視シ若シ違

背シタル者アルトキハ之ヲ制止シ尙肯セアルトキハ乗車ヲ拒絶スヘシ其職務上ニ於ケル正當ノ請求ニ應セサル者アルトキ亦同シ
 第三十四條 運轉手ハ如何ナル場合ト雖運轉手臺ヲ離ルヘカラス但已ムコトヲ得シテ其位置ヲ離ルルトキハ制禦機ノ把手ヲ外シ之ヲ携帶スヘシ
 第三十五條 運轉手ハ定數外ノ車輛ヲ連結シテ行車スヘカラス但シ單行車ニ在リテハ故障ヲ生シタル電車ヲ牽引シ又ハ推進スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 運轉手ハ制限ノ速度ヲ超過シ行車スヘカラス但シ制限内ト雖道路ノ交叉部、街角、橋上坂路曲線又ハ往來雜踏ノ場所並ニ他ノ電車ト行違ヲ爲サムトスルトキハ音響器ヲ鳴シ特ニ徐行スヘシ

第三十七條 車馬及步行者カ電車ノ前路ヲ通行シ又ハ電車ニ接近シタルトキハ運轉手ハ音響器ヲ鳴シ特ニ徐行シ又ハ停車スヘシ

第三十八條 運轉手ハ行車中各車間ニ相當ノ距離ヲ保ツヘシ

第三十九條 消防機械又ハ郵便馬車通行ノトキハ運轉手ハ其進行ニ障礙ヲ

與ハサル様徐行シ又ハ停車スヘシ

軍隊、學生、生徒ノ隊伍及葬儀等ノ行列通過ノトキ亦同シ

第四章 乗客ニ對スル規定

第四十條 左ニ掲タル者ハ乗車スヘカラス

一 酗酌シタル者

二 同乗者ニ厭忌ノ感ヲ起サシムヘキ疾病アル者

三 同乗者ニ不快ヲ感セシムヘキ不潔ノ容裝ヲ爲シタル者

第四十一條 臭氣ヲ發散シ其ノ他同乗者ノ迷惑トナルヘキ手荷物並ニ犬ヲ携帶ヘカラス

第四十二條 客車乗降口ノ階段ニ立止マリ又ハ満員札ヲ掲ケタル場合ニ乘车スヘカラス

第四十三條 肢體ヲ車外ニ出シ又ハ電氣ノ裝置ヲ爲シタル機械器具ニ手ヲ觸ルヘカラス

第四十四條 放歌喧噪シ其ノ其他他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲スヘカラス

第四十五條 第三十三條ノ規定ニ依リ乗車ヲ拒絶セラレタルトキ即時又ハ最近ノ停留場ニ於テ降車スヘシ但シ此場合ニ於テハ既ニ仕拂タル賃錢ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ス

第五章 電車ノ保護ニ關スル規定

第四十六條 軌道附屬裝置
ヲ含ム又ハ軌道ニ接スル場所ニ諸車、木石其ノ他ノ物件ヲ留置キ又ハ何等ノ方法ヲ問ハス電車ノ進行ヲ妨害スルノ行爲ヲ爲スヘカラス

第四十七條 電線ニ旗、紙鳶其ノ他ノ物ヲ觸レシムヘカラス

第四十八條 電車ノ通過スルトキハ馬車又ハ通行人ハ其ノ進行ノ妨害ト爲ラサル様軌道外適當ノ位置ニ避クヘシ

第四十九條 重量ノ荷車ハ軌道外ニ相當ノ餘地ヲ存スルトキハ軌道ヲ通行スヘカラス

第五十條 電車運轉ノ爲特ニ設ケタル専用軌道敷ヲ通行シ又ハ之ニ立入ルヘカラス

第六章 罰則

第五十一條 本則ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五十二條 十二年未滿ノ者又ハ禁治產者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其ノ法定代理人ニ科スルコトアルヘシ

第五十三條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其ノ他ノ從業者又ハ雇人ニシテ本則第二章ニ違背シタルトキハ第五十一條ノ科料ヲ法人ニ適用ス

第七章 附則

第五十四條 現在ノ營業者ハ明治三十六年九月三十日迄ニ第三條、第六條乃至第十一條第十三條第十五條乃至第十七條ノ規定ニ從フヘシ

第五十五條 他管内ヨリ東京府下ニ聯通スル電氣鐵道營業者ニシテ其管轄廳ヨリ本則第十七條ニ該當スヘキ免許證ヲ受有スル者ハ更ニ之ヲ受クルヲ要セス

●汽罐汽機取締規則

(明治二七、四、二六)
(各府縣ノ取締ハ地方長官ノ
管轄ニ屬シ之ト大差ナシ)

四二四

第一條 汽罐並汽機ヲ設置セムトスルモノハ其定着ニ係ルモノハ据付前其可搬ニ係ルモノハ使用前願書ニ左ノ事項ヲ添付シテ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ願出免許ヲ受クヘシ其増設變更ヲナサムトスルトキモ亦同シ但此場合ニ於テハ増設變更ニ關スル事項ノ外添付スルヲ要セス

一 設置場ノ地名番號並ニ四隣ノ略圖

二 製造所工場及煙突ノ構造仕様書並ニ其略圖(平面圖側面圖)

三 工場落成期

四 機械ノ名稱及其數

五 汽罐汽機使用ノ目的及使用時間

六 汽罐汽機取扱主任ノ履歷

七 汽罐構造調書

一 汽罐種類及箇數(コルニツシユ「ランカシヤー」)

一 汽罐寸法(直立罐或ハ管成罐等ノ類)

一 汽罐寸法(罐胴長、徑何呎何吋火局長、徑何呎何吋焰筒長、徑何呎何吋)

一 罐板ノ種類及厚(並鐵BB印付又ハ鋼鐵等ノ類厚何吋)

一 支柱並鋤ノ種類寸法及距離(支柱鐵質種類徑何吋距離何吋)

一 水壓試驗及其試驗年月日(每平方吋上何磅)

一 常用汽壓(每平方吋何磅)

一 爐格ノ面積(巾何呎長何呎)

一 安全弁ノ種類個數及寸法(天秤發條等)

一 製作所名及製作年月日並其履歷(何々工場又ハ何人ノ製作何年何月何日)

一 燃料ノ種類(石炭又ハ松檜等ノ類一日)

一 汽機寸法(何程一箇年何程ノ區別)

八 汽機構造ノ調書

一 汽機ノ種類及個數(凝縮又ハ不凝縮、橫置又ハ直立ニシテ何個)

一 衡程ノ寸法(長何呎)

一回轉數 一分間何回

一實馬力

何程

一公稱馬力

第二條 汽罐ハ据付又ハ使用前ニ於テ罐體ヲ検査シ適當ト認ムルトキハ檢印ヲ押スヘシ

第三條 汽罐及汽機ヲ設置スル製造所及工場ニハ必要ト認ムル場合ニ於テハ其構造ノ材料及設計ノ方法ヲ指示スルコトアルヘシ

第四條 汽罐汽機ノ設置場ハ皇城離宮御用邸公園學校病院其他必要ト認ムル場所ニ對シ適當ノ距離ヲ取ラシムヘシ

第五條 第一條ニ依リ設置セル汽罐並汽機ヲ買受又ハ讓受ケ繼續使用セムトスルモノハ双方連署ヲ以テ所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ警視廳ニ願出免許ヲ受クヘシ

第六條 第一條ノ免許ヲ得タル後其構造落成シタルトキハ所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ警視廳ニ届出テ検査ヲ受ヘシ検査證(汽罐汽機検査證)ヲ製造所検査證

受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス汽罐汽機検査證ハ機關室內見易キ場所ニ掲出スヘシ

第七條 正當ノ事由ナクシテ左ノ事項ノ一ニ觸ルモノハ其免許ノ失效ヲ命スヘシ

一 免許ヲ得タル日ヨリ三十日以内ニ建設ニ着手セサルトキ

二 落成期日ヲ經過シテ尙落成セサルトキ

三 燒失若クハ崩壊ニ依リ六ヶ月以内ニ再築ヲ願出テサルトキ

四 休業六ヶ月以上ニ及ヒタルトキ

第八條 檢査證面ニ異動ヲ生シ又ハ検査證ヲ遺失毀損シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ警視廳ニ届出書替又ハ再渡シヲ請フヘシ但汽罐汽機ノ使用ヲ廢止シタルトキハ検査證ヲ返納スヘシ前項廢止ノ場合ニ於テ持主死亡シタルトキハ相續人ヨリ検査證返納ノ手續ヲナスヘシ

第九條 汽罐並汽機ハ検査證ニ表示ノ期限及常用汽壓ヲ超過シ使用ス

第十條 汽罐並汽機ニ異狀ヲ生シタルトキハ其ノ使用ヲ停止シ速カニ
其ノ原因及模様ヲ詳記シ所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ警視廳ニ届出ツ
ヘシ

但シ此ノ場合ニ於テハ検査ヲ受クルニアラサレハ使用ヲ繼續スルコトヲ
得ス

第十一條 汽罐並汽機製造所若シクハ工場建物ノ毀損ニ係リ又ハ煤煙騒
響其他發生物ニ依リ危險若クハ妨害ノ虞アリト認ムルトキハ除害ノ裝置
ヲ命シ若クハ其使用ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

第十二條 汽罐並汽機ノ検査ハ定期臨時ノ二様ニ分チ定期検査ハ使用期
限滿期ノ際ニ於テ之レヲ行ヒ臨時検査ハ必要ト認ムルトキニ於テ之ヲ行
フ但定期検査ノ日限ハ豫メ通知スヘシ

警視廳ニ於テ指定シタル汽罐汽機保險業者ノ検査證書ヲ有スル汽罐汽機
ニ對シテハ前項ノ定期検査ニ限リ之ヲ行ハス但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ
シ

検査證書ノ寫ヲ添ヘ其ノ證書受領ノ日ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經
テ警視廳ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十三條 汽罐並汽機ノ検査ハ其ノ要部ヲ點検シ必要ト認ムルトキハ檢
查員ノ目前ニ於テ水壓試驗又ハ罐板孔穿検査ヲ施行セシムルコトアルヘ
シ

第十四條 檢査ニ依リ汽罐汽機ノ使用ニ堪エサルヲ認メタルトキハ罐體
ニ消印シ其検査證ヲ返納セシム

第十五條 定期検査ノ通知ヲ受ケタルトキハ汽罐ノ貯水ヲ排出シ人孔泥
孔及爐格並火橋ヲ取外ツシ罐體ヲ冷却セシメ汽笛ノ蓋ヲ取拂ヒ煙突其他
検査ニ必要ノ部分ヲ洒掃シ受檢ノ準備ヲ爲シ置クモノトス

第十六條 檢査ノトキ製造所工場ノ持主汽罐汽機取扱主任ハ検査ニ立會
フヘシ

第十七條 第十五條ノ準備ヲ怠リ若クハ事由ニ託シ検査ヲ拒ミタルモノ
ハ汽罐汽機ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第十八條 警視廳ハ警察官吏ヲ派遣シ製造所工場ノ視察ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十九條 本則第一條第五條第六條第八條第九條第十條第十五條第十六條及第十一條第十七條ノ停止ヲ犯シタルモノハ刑法第四百二十五條第五項ニ依リ三日以上十日以下ノ拘留又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

- 一 従來ノ汽罐並ニ汽機ハ明治二十七年定期検査ニ於テ其使用期限ヲ定メ罐體ニ檢印ヲ打ッヘシ
- 二 従來汽罐汽機ヲ設置シ居ルモノハ明治二十七年六月二十日迄ニ本則第一條第四號第五號第六號ノ事由ヲ取調ヘ警視廳ニ差出スヘシ
- 三 瓦斯石油空氣及水ノ力ヲ使用スル原動機(木製水車)ヲ設置セムトスルモノハ總テ汽機ニ準シ本則ヲ適用ス(追加)
- 四 従來瓦斯石油空氣及水ノ力ヲ使用スル原動機(木製水車)ヲ設置シ未タ

其許可ヲ受ケサル者ハ明治三十八年六月三十日迄ニ本則第一條ノ規定ニ準シ出願許可ヲ受クヘシ(追加)

270
431

電氣新

本邦唯一電界之機關

ニシテ苟モ斯業ニ從事スルモノ

又ハ關係ヲ有スルモノハ必ス閱

讀ヲ要ス

毎月三回五ノ日發行

定價一部金五錢六ヶ月金七十五錢
一ヶ年金一圓三十錢(但郵稅共)

東京市牛込區東五軒町三十五番地

電氣新報社

振替貯金口座東京貳〇〇壹八番

大正元年九月二十三日印刷
大正元年九月二十六日發行

價定金六拾錢

東京市牛込區東五軒町三十五番地

編纂兼發行者濱村五郎

印刷者小川邦孝

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷所東京製本合資會社

東京市牛込區東五軒町三十五番地

發行所電氣新報社

振替貯金口座東京二〇〇一八番

終

